登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	製品検査の種類	製品検査を行う事業所の名称及び所在地	登録年月日
株式会社テクノサイエンス 山本　康人 滋賀県守山市水保町二千四百七十七番地	食品衛生法第二十六条第一項から第三項までに規定する製品検査としての理化学的検査	株式会社テクノサイエンス 滋賀県守山市水保町二千四百七十七番地	平成二十四年十一月二十八日
環境衛生薬品株式会社 黒田　泰壽 大阪府大阪市中央区本町一丁目八番十二号	食品衛生法第二十六条第一項から第三項までに規定する製品検査としての細菌学的検査	環境衛生薬品株式会社　関西学研ラボラトリー 京都府相楽郡精華町光台三丁目六番地一	平成二十四年十二月十二日

○厚生労働省告示第百五十一号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第三十六条第二項の規定により、同法第四条第九項に規定する登録検査機関について、代表者を次のとおり変更する旨の届出があったので、同法第四十五条第三号の規定に基づき公示する。

平成二十五年四月二十三日

厚生労働大臣　田村　憲久

登録検査機関の名称	変更後の代表者の氏名	変更前の代表者の氏名	変更の日
一般財団法人岐阜県公衆衛生検査センター	河内　宏彦	武田　裕治	平成二十四年四月一日
財団法人山口県予防保健協会	小田　悦郎	木下　敬介	
財団法人群馬県健康づくり財団	月岡　闊夫	鶴谷　嘉武	平成二十四年四月二十日
社団法人長崎県食品衛生協会	山口　弘勝	徳永　清隆	平成二十四年五月二十五日
一般社団法人食肉科学技術研究所	服部　昭仁	新村　裕	平成二十四年五月二十九日
一般社団法人日本貨物検数協会	高橋　正登	石幡　邦雄	平成二十四年五月三十日
社団法人長野県食品衛生協会	本多　建明	富井　健人	平成二十四年五月三十一日
財団法人宮城県公衆衛生協会	嘉数　研二	伊東　潤造	平成二十四年六月一日
一般財団法人山形県理化学分析センター	服部　智彦	渡辺　康弘	平成二十四年六月二十八日
財団法人宮城県公害衛生検査センター	佐々木孝雄	生出泉太郎	平成二十四年九月十日
株式会社北陸環境科学研究所	西本　正弘	山本　清澄	平成二十四年九月十二日
社団法人京都微生物研究所	大藪　正樹	衣川　克巳	平成二十四年十月十二日

○農林水産省告示第千三百九十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年四月二十三日

農林水産大臣　林　芳正

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　山形県西村山郡西川町大字岩根沢字中山五七九の一・五七九の五から五七九の七まで（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、五七九の四、大字水沢字黒森一五五九の一（次の図に示す部分に限る。）、字高日山一五六〇の一・一五六〇の四から一五六〇の六まで（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、字行人清水一五六一の一・一五六一の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一五六一の三から一五六一の五まで、村山市大字湯野沢字桧戸ノ沢三二六一の一、三二六一の二から三二六一の五まで、大字岩野字大聖天一六七五の一、一八三八、一八三八の一、一八三八の二、字若林一八三七の一、一八三七の三から一八三七の六まで、字聖天沢一八三九の一から一八三九の五まで、字仲ノ日一八四一の一、一八四一の三から一八四一の七まで、尾花沢市大字延沢字会ノ沢三五四四の一、三五四四の二、三五四四の四

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字大聖天一八三八の二、字若林一八三七の一、一八三七の三から一八三七の六まで、字聖天沢一八三九の一から一八三九の五まで、字仲ノ日一八四一の一、一八四一の三から一八四一の七まで

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

間伐及び樹種	次のとおり

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

二　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　山形県上山市永野字蔵王山二一九五の三、二一九七の四、二一九七の五、二一九七の七の八、東村山郡山辺町大字山辺字愛宕山五六六〇、五六六一の一（次の図に示す部分に限る。）、五六六二から五六七四まで、五六七六、五六七八、五六八〇から五六八九まで、五六九二から五六九七まで、五七〇一、五七一一の一、西村山郡西川町大字沼山字立目四〇一の五、九七四の二、字北立目九八二の四九、九八八の四、東根市大字東根元東根字飯岳山九六三二（次の図に示す部分に限る。）、字日ノ沢山九六三一（次の図に示す部分に限る。）、字一の沢山九六三三の一（次の図に示す部分に限る。）、九六三三の二

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字愛宕山五六六〇、五六六一の一、五六六二から五六七四まで、五六七六、五六七八、五六八〇から五六八九まで、五六九二から五六九七まで、五七〇一、五七一一の一、字立目四〇一の五、九七四の二、字北立目九八二の四九、九八八の四

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

間伐及び樹種	次のとおり

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおり

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山形県庁並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百九十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年四月二十三日

農林水産大臣　林　芳正